

川口市地域における小学校就学前の子どもを対象とした

多様な集団活動事業の利用支援事業のご案内

地域や保護者のニーズに応じて地域のなかで重要な役割を果たしている、小学校就学前の幼児を対象とした多様な集団活動について、保護者の経済的負担を軽減するため利用料の一部を給付しています。保護者が本事業による給付を受けるためには、多様な集団活動などを行う事業者が、対象施設等となることを川口市に申請し、決定を受けている必要があります。

補助対象要件

次の①から⑥の全てに該当する満3歳以上の幼児*が対象となります。

* 満3歳に達した日の属する月の翌月の利用料から対象。

- ①子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付を受けていない幼児
- ②子育てのための施設等利用給付を受けていない幼児
- ③企業主導型保育事業を利用していない幼児
- ④対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用している幼児
- ⑤申請月初日、施設に在籍している幼児
- ⑥川口市に住民登録がある幼児

補助基準額

対象幼児1人あたり月額上限 20,000 円

※本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3か年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する場合は、当該平均月額利用料とします。

対象費用

対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料

利用料：対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する集団活動に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料、実費徴収費（食材費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用。）の類ではないもの。

提出書類

○川口市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書

○振込先口座を確認できる書類（通帳のコピーまたはキャッシュカードのコピー）

※銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人（フリガナ）が記載されているもの

- ・申請書は在籍施設等より配布されますので、必要事項を記入し、在籍施設等へご提出ください。
- ・在籍施設等を経由して、提出期限までに保育幼稚園課で受理しているものが対象となります
（在籍施設等で内容の一部を証明するため、市への直接提出は不可）。在籍施設等への
 提出期限は在籍施設等へご確認ください。

申請書の提出時期等と提出先

■申請書の提出時期等

期別	対象月	提出期限	支払予定月	支払方法
第1期	4～6月	7月：最終開庁日	8～9月	保護者の 指定口座に 振込みます
第2期	7～9月	10月：最終開庁日	11～12月	
第3期	10～12月	1月：最終開庁日	2～3月	
第4期	1～3月	4月：第3週最終開庁日	5月	

※年度内の申請を一括して行うこと（例：第3期分の申請時に第1～3期分をまとめて申請）も
 できます。

※提出期限までに保育幼稚園課必着です（消印有効ではありません）。

期限を過ぎたものは、次期分として扱います（第4期を除く）。

《お問い合わせ》 川口市子ども部保育幼稚園課 048-259-9043（直通）